

公益財団法人真庭エスパス文化振興財団寄附金募集要項

1. 当財団の目的

情報と文化と交流がいつでも体感できる環境づくりを基本理念として、音楽、演劇等の鑑賞機会の提供及び芸術文化活動の振興を図り、もって地域文化の向上に寄与するという真庭市久世エスパスセンター設置条例の設置目的に則って、真庭市における文化の薫り豊かな潤いと活力ある地域社会の創造と発展に寄与することを目標とします。

2. 当財団の事業

当財団の目的を達成するため、次の事業を行っています。

- (1) 芸術文化鑑賞事業
- (2) 芸術文化普及・支援事業
- (3) 芸術文化育成事業
- (4) 芸術文化助成事業

3. 寄附金の定義

本財団が実施する公益目的事業等に使用することを目的として、反対給付を受けることなく給付される金銭をいいます。

4. 寄附金の種類

- (1) 一般寄附金（寄附者が使途を指定しない寄付金／50%以上を公益目的事業に使用します）
- (2) 特定寄付金（寄附者により予め使途が特定された寄附金）
 - (ア) 使途の指定がある場合は寄附時にご指定ください。

5. 寄附金の募集期間

随時募集しています。

6. 受付方法

「寄附書」にご記入のうえ、公益財団法人真庭エスパス文化振興財団事業推進課までご持参いただくか、郵送、FAXでお送りください。なお、「寄附金」は財団事業推進課までご持参いただくか、下記口座にお振り込みいただくようお願いいたします。寄附受付後、「寄附金受領証明書」を発行いたします。

【寄附受付・申出書送付先】

公益財団法人真庭エスパス文化振興財団 事業推進課
〒719-3214 岡山県真庭市鍋屋17-1
TEL 0867-42-7000 FAX 0867-42-7202

【振込先】

金融機関名:晴れの国岡山農業協同組合 支店名:久世支店
口座:普通 口座番号:2246654
金融機関コード:7837 支店コード:170

口座名義人:(公財) 真庭エスパス文化振興財団 理事長 澁澤壽一

【コウエキザイダンホウジンマニワエスパスブンカシンコウザイダンリジチヨウシブサワジュイチ】

※誠に恐れ入りますが、振込手数料は寄附者の方にご負担いただきますようお願いいたします。

7. 寄附金に対する税制優遇制度

当財団は、「公益財団法人」としての認定を受けておりますので、当財団への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用されます。寄附金控除を受けるには、寄附時に財団が発行する「寄附金受領証明書」が必要となります。

＜個人によるご寄付＞

所得控除=下記の算式で計算した金額が「寄附金控除」として所得から控除されます。

寄附金額控除額 = (寄附金額または所得金額の40%のいずれか少ない金額) - 2,000円

＜法人によるご寄付＞

公益法人による寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

※税制優遇制度の詳細につきましては、税務署にお尋ねになるか国税庁のホームページ等をご参照ください。